

令和2年度 事業報告

I 商品先物取引業界の動向及び本会の動静

令和2年度（2020年度）における商品先物取引業界及び本会の特徴的な出来事を以下に掲げる。

1. 商品先物取引の動向

(1) 7月27日に東京商品取引所（以下「TOCOM」という。）から大阪取引所（以下「OSE」という。）に貴金属市場、ゴム市場及び農産物・砂糖市場が移管されたことにより、本年度の国内商品取引所の総出来高（オプション取引を除く。）は、998万4,289枚で、昨年度（2,166万8,811枚）に比べ53.9%減少した。

市場別に通年でみると、ドバイ原油が過去最高の618万3,503枚を記録し、石油市場は627万8,772枚と昨年度（329万8,804枚）に比べ90.3%増加した。貴金属市場は、4月から移管前までは277万4,398枚で昨年度同期（500万1,299枚）に比べ44.5%減少し、移管後も含めた通年では1,211万7,706枚で昨年度（1,658万9,084枚）に比べ27.0%減少した。

(2) 本年度の店頭取引の商品CFD取引（以下「店頭商品CFD取引」という。）の取引件数は、8億2,067万1,833件（昨年度3億1,846万6,294件）、取引金額は22兆5,553億2,415万円（10兆356億3,813万円）であった。

(3) 4月21日、大阪堂島商品取引所（以下「ODE」という。）は、取引・受渡単位を小さくした秋田こまち17（204俵から17俵に）と宮城ひとめ18の取引を開始した。

(4) 7月、主務省は、平成18年度から毎年行われ今回で14回目となった「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」について、令和元年度の報告書を公表した。

(5) 7月27日、TOCOMは、ドバイ原油、ガソリン、灯油の先物取引にマーケットメイカー制度を導入した。また、10月1日には電力先物取引（東エリア・ベースロード、東エリア・日中ロード）にもマーケットメイカー制度を導入した。

(6) 10月12日、ODEの経営再建に向けて令和2年1月28日より9回開催された有識者会議「経営改革協議会」では、ODEを株式会社化し、その後の構想としてコメの先物取引所と現物取引所を両輪とし、先物取引所は貴金属、原油等の上場を経て、金融商品取引法（以下「金商法」という。）で取り扱える商品を追加した総合取引所を目指すとする最終提言をまとめた。

(7) 12月28日、行政手続で押印を求めているもの等の見直しが規制改革実施計画（7月17日閣議決定）で示されたことから、省令に規定する様式の押印欄や押印に関する記載上の注意事項等を削除する旨の省令改正が行われ、同日付けで公布、施行された。

(8) 1月18日、農林水産省は、ODEのコメ先物に「新潟コシEXW」（新潟コシを輸出対象とした先物取引）を追加する旨の業務規程等の変更に係る1月12日付けの申請を認可した。ODEは3月22日から取引を開始した。

- (9) 3月19日、農林水産省は、会員商品取引所から株式会社商品取引所に組織変更する旨の2月15日付けのODEの申請を認可した。(4月1日に株式会社大阪堂島商品取引所となり、中塚一宏氏が代表取締役社長に就任した。)

2. 総合取引所

- (1) 本年度における総合取引所に関連する主な出来事は、次のとおりである。
- ① 4月1日以降、金融庁は、TOCOMから移管されるOSEの貴金属市場、ゴム市場及び農産物市場の商品関連市場デリバティブ取引を取り扱う第一種金融商品取引業者について新規登録及び変更登録を行った。
 - ② 5月1日、金融庁は、商品関連市場デリバティブ取引についての留意事項について「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を一部改正し、適用した。
 - ③ 5月15日、日本証券業協会（以下「JSDA」という。）は、OSEの商品関連市場デリバティブ取引のみを取り扱う第一種金融商品取引業者である特定業務会員として7社の加入を承認した。また、5月25日にも2社の加入を承認した。
 - ④ 7月20日、OSEは、TOCOMから移管される貴金属市場、ゴム市場及び農産物市場の取引資格（商品先物等取引資格）について、TOCOMの受託取引参加者（商先業者）の8社、市場取引参加者（当業者）の1社が7月27日に取得することを承認した。
 - ⑤ 7月27日、OSEは、TOCOMから移管された貴金属市場、ゴム市場及び農産物市場の商品の取引を開始した。また、日本証券クリアリング機構と日本商品清算機構が統合し、日本証券クリアリング機構に清算を一元化した。
- (2) 本会では、OSEの商品関連市場デリバティブ取引のみに従事する特例商先外務員の資格を得るためにJSDAの主催する認定研修の運営及び登録申請に係る審査が円滑に進むよう、JSDAと締結した業務委託契約に基づいて業務を実施した。また、昨年度に引き続きJSDAの自主規制規則の改正等に関して意見交換を行うとともに、JSDAの特定業務会員である本会の会員が商品関連市場デリバティブ取引の顧客に係る反社会勢力への該当性の照会ができるよう制度を見直すなどの支援を行った。

3. 本会の動静

- (1) 本年度に取り組んだ主な事業の特徴的な事柄は、次のとおりである。

① 自主規制に係る事業

内部管理責任者制度に基づく内部管理責任者等研修、内部管理総括責任者等研修について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて感染予防策として安全に受講ができるようリモートによる動画配信方式により研修を実施した。

また、主務大臣より行政処分を受けた会員や法令違反事項が認められた会員、外務員に対し、適正な商品先物取引業務を確保するよう指導を行ったほか、総合取引所に関連した

自主規制規則の改正を行った。

② 苦情・紛争等の解決に係る事業

苦情処理及び紛争仲介に取り組むとともに、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

③ 外務員登録・資格試験等に係る事業

主務大臣から委任されている外務員の登録に係る事業では、新規登録、登録更新、登録抹消を行うとともに、外務員登録資格試験及び登録更新講習を実施した。

また、商品の移管に伴う会員のビジネス環境の変化に対応して、本会の実施する外務員登録資格試験において金商法に関する知識を問う設問を追加することとした。

- (2) 財政については、厳しい業界情勢が続く中、各種事業を効率的に行うよう努め、さらに、出向及び希望退職者の募集を行った。これにより本年度決算における事業活動支出は237,570千円余りとなり、当初収支予算（226,551千円）から約11,019千円、3月18日に決定した変更収支予算（247,535千円）から約9,965千円削減し、次期へ約19,827千円繰越すこととなった。

II 事業計画、会費・予算及び協会運営等

1. 本年度の事業計画

本年度は、7月27日のTOCOMからOSEへの商品移管に伴う会員のビジネス態様の変化を踏まえて会費の見直しを行うとともに、商品関連市場デリバティブ取引との関連性に着目した自主規制のあり方（ハーモナイゼーション）を検討し、多くの会員が金融商品取引業を兼業する中で、商品先物取引業に係るコンプライアンス水準の向上への自主的な取組を支援するほか、JSDAと協力、連携して会員がスムーズに商品関連市場デリバティブ取引に移行できるよう支援することを基本に事業計画を作成し、第33回臨時総会（令和2年3月18日開催）において決定した。

事業計画は次のとおり。

1. 自主規制に係る事業

- (1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保
 - ① 内部管理体制と運用状況に関するモニタリング（監査）の着実な実施
 - ② 勧誘段階のみならず、委託者保護の観点から取引段階におけるコンプライアンス水準の向上支援
 - ③ 内部管理責任者等資格研修（内部管理責任者等資格者に対するフォローアップを含む。）、内部管理総括責任者等研修の充実
 - ④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る取組みの支援
 - ⑤ 商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
 - ⑥ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
 - ⑦ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
 - ⑧ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施
- (2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備
 - ① 自主規制ルールの整備
 - ② 自主規制ルールの周知及び関係諸規則の遵守の徹底
- (3) 会員の監査
 - ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査の実施
 - ② インターネット取引に関する監査手法の整備
 - ③ 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
 - ④ 日本商品委託者保護基金等の関係機関との監査に係る体制整備の検討
 - ⑤ 会員の経理に関する調査の実施

- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営
 - ① 紛争仲介業務の迅速な実施
 - ② 利用者の声を活かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (5) 投資家向けの商品先物取引の仕組み等に関する情報提供
- (6) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
 - ① 商品の移管に伴う試験・テキストの見直し
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
- (4) 外務員等の資質向上策等の検討、実施
 - ① 外務員等に対するセミナー等の充実

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト（ホームページ）のコンテンツの充実、強化
- (2) ロゴマークの活用やパンフレットによる協会の周知
- (3) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ 消費者相談機関等への情報提供
 - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

5. その他

- (1) 商品の移管に伴う必要な事業
- (2) 商品関連市場デリバティブ取引に係る証券外務員の登録等に関する日本証券業協会との協力、連携

2. 会費及び予算

(1) 会費体系、会費の額

本年度については、第164回理事会（令和元年10月9日開催）で決議した「日本商品先物取引協会の今後の運営方針」及び「令和2年度の会費の取り扱い」に基づき、7月27日の商品移管により国内商品市場取引を取り扱う会員の営業収益の大幅な減少が見込まれるものの、自主規制機関としての業務を維持する必要があることから、会費総額は従来の290,000千円（定額会費140,000千円、比例会費150,000千円）の3分の2程度の190,000千円とし、次のとおり定額会費及び比例会費を算出した。

【算出の基礎となる条件】

- ・本年度の会員数の見込み 41社
- ・会費必要額 193,000千円（前年会費総額290,000千円の3分の2程度）

【各会員の会費（年額）】

- ・定額会費 3,000千円
- ・比例会費（計算式は下のとおり ※1)

4-7月分

前年度の比 例会費対象 額 (1.5億円)	×	$\frac{\text{一会員の商品先物取引業に係る営業収益の金額} \quad (\text{※2、※3})}{\text{全会員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額} \quad (26,557,220\text{千円} \quad \text{※3})}$	×	$\frac{4}{12}$ 月
-----------------------------	---	---	---	------------------

8-3月分

前年度の比 例会費対象 額 (1.5億円)	×	$\frac{\text{一会員の移管商品を除いた商品先物取引業に係る営業収益の金額} \quad (\text{※2、※4})}{\text{全会員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額} \quad (26,557,220\text{千円} \quad \text{※3})}$	×	$\frac{8}{12}$ 月
-----------------------------	---	---	---	------------------

※1 端数処理の方法は「会費の支払い方法について」に記載。

※2 営業収益の額が「マイナス」の場合は「0」。

※3 各会員からの平成31年1月から令和元年12月の営業収益の報告額をもとに算出。

※4 各会員からの平成31年1月から令和元年12月の移管する商品の営業収益の報告額をもとに算出。

【その結果】

- ・本年度の定額会費対象額 123,000千円
- ・本年度の比例会費対象額 4-7月 50,000千円
8-3月 20,000千円

(2) 当初収支予算

当初収支予算は、会費総額を193,000千円、手数料収入等8,790千円として、収支同額の253,676千円（前年当初予算343,265千円）とした。

(3) 変更収支予算

本年度中の収支見込みに変更が生じたため、変更予算を作成した。これは次年度への繰越金額を算出し、収支予算を策定するために行うものでもある。第89回総務委員会（2月17日開催）で検討を行い、第174回理事会（2月26日開催）の審議を経て、第34回臨時総会（3月18日開催）において承認された。

① 収入

年度内に3社の脱退（ただし、1社は3月31日に脱退）があり会費収入が減額となった。これにより、事業活動収入は、当初収支予算の201,820千円から3,865千円の減収となり、変更収支予算では197,955千円となった。

② 支出

予算の執行にあたっては、例年どおり年度当初から各事業の実施方法をきめ細かく検討し、効率的な事業を実施することにより事業費及び管理費とも最大限の削減に努めた。一方、令和3年度収支予算で人件費総予算額を2割削減するために行った希望退職の募集による特別退職加算金の支出のほか、TOCOMビルから転居した場合に経費を削減する一環としてサーバーのクラウド化に係る調査費用などを見込んだ結果、事業費支出と管理費支出の合計である事業活動支出計は、当初収支予算の226,551千円から20,984千円の増額となり、変更収支予算では247,535千円となった。

③ 次期繰越収支差額

以上の結果、変更収支予算における当期収支差額は47,119千円のマイナスとなったが、令和元年度からの繰越収支差額55,299千円を加味すると、次期繰越収支差額は8,180千円となった。

3. 協会運営

(1) 「入会金及び会費の額並びに支払い方法について」の一部改正について

新たに加入する会員の会費については、平成27年3月18日の改正で商品先物取引業者の新規参入を促進する観点から「加入日の属する年度の会費を免除する」こととした。しかしながら、今回の商品移管後における財政基盤の確保の観点から、「入会金及び会費の額並びに支払いの方法について」を改正し、新たに加入する会員に対して加入日の属する月から定額会費を求めることとし、第174回理事会（2月26日開催）の審議を経て、第34回臨時総会（3月18日開催）において決定し、3月18日から施行した。

4. 役員・委員会委員の異動

(1) 役員の変動

本年度の役員の変動は次のとおりであった。

役員区分	氏名	会員名	事由	年月日
理事	天坂春敏	会員外	退任	R2. 6. 18
理事	中村信明	(株)三井住友銀行	退任	R2. 6. 18
理事	濱田隆道	会員外	退任	R2. 6. 18
理事	石崎隆	会員外	新任	R2. 6. 19
理事	長澤孝昭	会員外	新任	R2. 6. 19
理事	藤崎一彦	(株)みずほ銀行	新任	R2. 6. 19
理事	藤崎一彦	(株)みずほ銀行	辞任	R3. 3. 31

(2) 委員会委員の異動

本年度の委員会委員の異動は次のとおりであった。

なお、常設委員会（自主規制委員会、総務委員会）、規律委員会及び綱紀委員会は任期満了（常設委員会及び規律委員会は7月26日、綱紀委員会は9月25日）に伴い、第170回理事会（7月21日開催）においていずれも改選が行われた。

委員会名	氏名	事由	年月日	
自主規制委員会	委員	三村明彦	辞任	R2. 5. 15
	委員	瀧田照久	新任	R2. 5. 18
	委員	後藤拓	辞任	R2. 6. 10
	委員	中川俊和	新任	R2. 6. 19
	委員	先崎和彦	辞任	R2. 6. 30
	委員	松田勇次	新任	R2. 7. 1
	委員	齋藤英雄	退任	R2. 7. 26
	委員長	山崎恒	再任	R2. 7. 27
	副委員長	升田純	再任	R2. 7. 27
	委員	稲垣隆一	再任	R2. 7. 27
	委員	井上明	再任	R2. 7. 27
	委員	尾崎安央	再任	R2. 7. 27
	委員	河内隆史	再任	R2. 7. 27
	委員	近藤益生	再任	R2. 7. 27
	委員	佐川浩	再任	R2. 7. 27
	委員	瀧田照久	再任	R2. 7. 27
	委員	中川俊和	再任	R2. 7. 27
	委員	畑中鐵丸	再任	R2. 7. 27
	委員	松田勇次	再任	R2. 7. 27
	総務委員会	委員	後藤拓	辞任
委員		中川俊和	新任	R2. 6. 19
委員		杉本卓士	退任	R2. 7. 26
委員長		二家勝明	再任	R2. 7. 27
副委員長		多々良實夫	再任	R2. 7. 27
委員		有山雅子	再任	R2. 7. 27
委員		岡地和道	再任	R2. 7. 27
委員		岡本安明	再任	R2. 7. 27
委員		木下恵嗣	再任	R2. 7. 27
委員		釧持宏昭	再任	R2. 7. 27

委 員 会 名	氏 名	事 由	年 月 日	
	委 員	中 川 俊 和	再 任	R2. 7. 27
	委 員	中 島 義 則	再 任	R2. 7. 27
	委 員	細 金 英 光	再 任	R2. 7. 27
	委 員	依 田 年 晃	再 任	R2. 7. 27
規 律 委 員 会	委 員	濱 田 隆 道	辞 任	R2. 6. 18
	委 員	石 崎 隆	新 任	R2. 6. 23
	委 員 長	山 崎 恒	再 任	R2. 7. 27
	副 委 員 長	升 田 純	再 任	R2. 7. 27
	副 委 員 長	二 家 勝 明	再 任	R2. 7. 27
	委 員	石 崎 隆	再 任	R2. 7. 27
	委 員	稲 垣 隆 一	再 任	R2. 7. 27
	委 員	岡 地 和 道	再 任	R2. 7. 27
	委 員	多々良 實夫	再 任	R2. 7. 27
	委 員	中 島 義 則	再 任	R2. 7. 27
	綱 紀 委 員 会	委 員 長	天 坂 春 敏	辞 任
委 員 長		山 崎 宏 征	昇 任	R2. 6. 23
委 員		長 澤 孝 昭	新 任	R2. 6. 23
委 員 長		山 崎 宏 征	再 任	R2. 9. 26
委 員		稲 垣 隆 一	再 任	R2. 9. 26
委 員		岡 地 和 道	再 任	R2. 9. 26
委 員		小 川 潔	再 任	R2. 9. 26
委 員		小 宮 山 澄 枝	再 任	R2. 9. 26
委 員		高 木 賢	再 任	R2. 9. 26
委 員		多々良 實夫	再 任	R2. 9. 26
委 員		長 澤 孝 昭	再 任	R2. 9. 26
委 員		二 家 勝 明	再 任	R2. 9. 26
委 員		細 金 英 光	再 任	R2. 9. 26
委 員		吉 野 高	再 任	R2. 9. 26
委 員		依 田 年 晃	再 任	R2. 9. 26

Ⅲ 業務の実施状況

1. 自主規制に係る事業

自主規制に係る事業については、内部管理責任者制度の運用、商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の運営、会員及び役員使用人等に対する指導、商品取引事故の確認申請等の運営、会員の企業情報の開示等の事業を行ったほか、商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について（有価証券報告書の標準様式）の一部改正を行った。

(1) 内部管理責任者制度の運用

会員の内部管理責任者等に関する規則に基づき、内部管理責任者、営業責任者、内部管理総括責任者等に対して以下のとおり所要の研修を実施した。

なお、7月27日の商品移管に伴い、会員によってはOSEの商品関連市場デリバティブ取引を取り扱うことから、商先法と金商法での勧誘規制の違い等に加えて、JSDAにおける内部管理体制、登録外務員資格や内部管理責任者等資格の特例的取得方法等についての情報提供を行った。

また、金商法における商品関連市場デリバティブ取引に限定した営業単位に配置する内部管理責任者及び営業責任者について、本会の内部管理責任者等資格を保有する者であれば、JSDAの主催する認定研修を受講修了することで資格を取得できる特例措置が設けられたことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にもかかわらずより多くの希望者が安全に内部管理責任者等研修を受講できるよう、リモート形式による研修を実施した。これにより、研修用映像を視聴し、受講後の理解度確認テストで7割の正答率を上回った者を修了者として認定した。

① 令和2年度内部管理責任者等研修の実施状況

研修の開催日、受講者数等及び講習内容は以下のとおりである。

なお、本研修は、既に本研修を受講・修了している内部管理責任者等である方（＝既資格取得者）についても、最新の知識を修得できるよう希望すれば本研修を受講できる旨を案内したところ、会員5社から58名が受講した。

〔令和2年度内部管理責任者等研修の開催日等〕

	開催日	実施方法	受講社数／受講者数	修了証書発行社数／修了者数
1	6月8日(月)～ 7月22日(木)	動画配信方式	19社／88名	18社／84名
2	12月18日(金)～ 1月25日(月)	同上	15社／79名	11社／25名
			34社／167名	29社／109名

[令和2年度内部管理責任者等研修の内容等]

内 容	担 当
第一部 内部管理責任者等と実効性あるコンプライアンスの確保について (80分)	TMI総合法律事務所 弁護士 久保 賢太郎 氏
第二部 「内部管理責任者制度における内部管理責任者及び営業責任者の役割及び総合取引所体制下の外務員資格、内部管理責任者資格について」 (45分)	事 務 局
理解度確認テスト	事 務 局

② 令和2年度内部管理総括責任者等研修の実施状況

内部管理総括責任者等研修（以下「総括責任者等研修」という。）は、事業年度ごとに内部管理総括責任者に対して受講が義務付けられており、その目的は、内部管理総括責任者の職務が内部管理責任者及び営業責任者を総括・管理するとの観点から、リスク・マネジメントを含めた実践的な知識を習得してもらう点にある。

なお、法人顧客のみを有している会員の内部管理総括責任者であって、やむを得ない事情により自らが受講できない場合には、本人の代わりに本人が予め指名した内部管理責任者が本研修を受講することが認められている（代理受講）。

また、会員は内部管理責任者及び営業責任者に対して、事業年度ごとに、本研修に準じた社内研修を受講させなければならないが、その配置人数が少数である場合には、当該社内研修に代えて同研修を受講させることが認められている（代替措置）。

令和2年度の総括責任者等研修については、以下のとおり内部管理責任者等研修と同様に動画配信方式により実施した。

[令和2年度内部管理総括責任者等研修の開催日等]

開催期間	実施方法	内部管理総括責任者 受講社数/受講者数 (うち代理受講者)	代替措置による 受講社数/受講者数	受講者数
12月18日(金)～ 1月25日(月)	動画配信方式	42社/42名(8名)	17社/43名	85名

[令和2年度内部管理総括責任者等研修の内容等]

内 容	担 当
内部管理総括責任者に求められるコンプライアンスの確保について (95分)	TMI総合法律事務所 弁護士 久保 賢太郎 氏
「アンケート」実施 (10分)	事 務 局

(3) 商品取引契約の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営

平成 31 年 4 月 1 日に施行した「反社会的勢力の排除に関する規則」及び「反社会的勢力照会制度の利用規約」に基づき、初めて商品先物取引等に係る口座を開設しようとする顧客について、会員からの反社会的勢力への該当性に係る照会制度を運営した。本年度の照会件数は、会員 16 社から 2,429 件であった。

(4) 商品先物取引業務に関する規則第 19 条に基づく指導等

不適切な会計処理行為により商先法令に規定する報告書の虚偽報告を行ったとして、主務大臣より業務停止命令及び業務改善命令の行政処分を受けた会員1社に対し、本会の定款の施行に関する規則に規定する報告書の虚偽報告及び会員の企業情報の開示に関する規則第2条第1項に規定する年次開示資料の虚偽記載に該当することを理由として、当該会員が主務大臣に提出した再発防止策を継続するとともに、商先法令及び本会の定款諸規程を遵守し、引き続き商品先物取引業務の適正な運営を確保するよう、商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置として、12月3日に書面による指導を行った。

(5) 会員の役員使用人等に対する指導、勧告、処分の実施状況

「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」に基づき、3月26日、1名に対して同規則第5条第1項第1号の規定に基づく指導を行い、指導を受けた役員使用人等の役職名、指導の内容、指導した理由、在籍会員名等を他の会員に周知した。

また、3月23日、1名に対して同規則に拠らない書面による嚴重注意を行った。

(6) 紛争処理規程第24条に基づく指導

本会相談センターで紛争処理を行ったあっせん事案において認められた法令違反事項について、当該あっせん事案の当事者である会員1社に対し、法令違反に係る事実関係を調査した上で自社としての見解を示すとともに、再発防止措置を書面にて報告するよう、紛争処理規程第24条に基づく指導を行い、7月13日に同社から提出された報告書を受理した。

(7) 会員が保有する個人情報の適切な管理の徹底について

会員の保有する個人情報が大量に漏洩する事案が令和2年7月と8月に1件ずつ発生したことを受け、主務省より個人情報保護ガイドライン等を遵守し、各社において個人情報等の適正な取り扱い等に万全を期すことについて、改めて周知徹底を図るよう本会に要請がなされた。

これを受けて本会は、会員各社において、個人情報保護ガイドライン及び監督指針に基づき、個人情報の適切な管理の徹底を図るとともに、個人情報の漏えい事案が発生した場合には、主務大臣及び本会に所要の報告を行うよう、9月1日に通知した。

(8) 自主規制ルールの整備

① 商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について（有価証券報告書の標準様式）の一部改正

TOCOMが電力先物の試験上場に伴い、「石油市場」を「エネルギー市場」に名称変更したことに対応するため、株式公開会社である会員が作成する有価証券報告書の標準様式である「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」について、対象会員の有価証券報告書の作成責任者の意見を踏まえて所要の見直しを行い、第76回自主規制委員会（5月13日書面開催）の審議を経て、第168回理事会（5月28日開催）において改正を行った。

② 「商品先物取引業統一経理基準」及び「有価証券報告書の標準様式」の取扱いについて

「商品先物取引業統一経理基準」は、商品先物取引業務の拡大に伴い、商品先物取引業を主たる事業とする会員の決算基準として本会が平成5年3月に制定し、改正を重ねてきた。

また、「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」は、商品先物取引業を主たる事業とする会員が有価証券報告書を作成する際に、当業界の固有の事項について留意すべき点をまとめたものとして作成し、これも改正を重ねてきた。

7月27日の商品移管に伴い、国内商品市場取引を行う多くの会員の主たる業務は、金商法に基づく商品関連市場デリバティブ取引となるため、今後は会社法、企業会計基準、企業内容等の開示に関する内閣府令に基づいて対応することから、「商品先物取引業統一経理基準」及び「有価証券報告書の標準様式」の見直しは行わないこととし、第169回理事会（6月23日開催）において報告した。

③ 役員使用人に対する処分に係る本会の対応について

7月27日の商品移管に伴い、TOCOMとOSEの上場商品を扱う会員にあっては、一人の登録外務員が同一の委託者に対して双方の商品を営業するケースが想定される。この場合に当該外務員が商品関連市場デリバティブ取引について違反等行為を行い、JSDAから職務停止等の処分を受けたとしても、当該処分の効力は金商法の適用範囲内に限られ、商先法の適用される商品デリバティブ取引の業務に従事できることから、処分の趣旨や委託者保護の観点から相当ではない事態が考えられる。

そこで、本会は、商品関連市場デリバティブ取引についてJSDAが違反等行為を行った役員使用人を処分した場合、当該役員使用人の所属する会員に対し、定款の施行に関する規則第6条第1項第6号に基づき、当該処分を受けた者の氏名、処分の内容及びその理由を遅滞なく本会に報告するよう求めるとともに、当該会員に対し、当該処分を受けた役員使用人について、商品先物取引業務において当該処分の理由となった違反等行為（類似するものを含む。）を行うことのないよう教育・指導を講じ、適正に管理・監督するよう要請するとの対処方針を定め、当該方針に沿って対応するよう会員に要請することとし、第77回自主規制委員会（6月9日開催）の審議を経て、第169回理事会（6月23日開催）にて決定し、

7月6日に会員に通知した。

④ 反社会的勢力照会制度の利用規約の一部改正について

会員のうち、金商法の下で専ら商品関連市場デリバティブ取引のみを取扱う社は、JSDAの特定業務会員となるため、JSDAの提供する照会システムを利用した審査を行うことができず、他の方法により審査に努めなければならないこととなった。

そこで、JSDAの特定業務会員である本会会員が希望する場合には、商品関連市場デリバティブ取引の顧客に係る反社会的勢力への該当性の照会について、引き続き本会の照会制度を利用できることとし、第77回自主規制委員会（6月9日開催）の審議を経て、第169回理事会（6月23日開催）にて、反社会的勢力照会制度の利用規約の一部改正を行い、7月1日から施行した。

⑤ 商品取引事故の確認申請等に関する規則に基づく申請書等の様式の一部改正について

主務省は、省令において押印を求める手続（様式）等の見直しの一環として、押印を廃止するための所要の規定の整備を行うことから、本会の定める各種様式のうち、会員が主務省に提出する書類で押印を求めている箇所の削除を検討するよう要請してきた。

これを受けて本会では、「商品取引事故の確認申請等に関する規則」に定める各様式の押印欄を削除することとし、第172回理事会（12月24日書面審議）にて決定し、12月28日から施行した。

(9) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営

「商品取引事故の確認申請等に関する規則」に基づき、商品取引事故の主務大臣への事故確認申請（様式第1号）、主務大臣への事後報告（様式第2号）及び本会への事後報告（様式第3号）について、当該報告に関する必要書類の添付状況等の点検を行った。本年度（令和2年4月解決分の5月報告から令和3年3月解決分の4月報告まで）は様式第1号が0件、様式第2号が55件、様式第3号が40件であった。

(10) 会員に対する監査等の実施状況（インターネット取引に関する監査手法の整備）

平成29年から令和元年度まで、個人顧客を相手方とする対面取引を取り扱う会員に対して、商品取引契約の締結に係る勧誘に加え、個々の取引に係る勧誘を含めた取引段階における適合性原則に基づく委託者管理の実施状況について、監査を通じて内部管理体制やその運用状況を把握し、委託者保護の観点からコンプライアンス水準の向上を支援してきた。

7月27日の商品移管に伴い、従来の個人顧客を対象とした対面取引を主たる業務とする会員に比べ、インターネット取引を主たる業務とする会員の比重が高くなることから、その特性等に注目した監査手法を整備することが必要となった。

そこで、インターネット取引を行っている会員の多くが金融商品取引業を兼業していることに鑑み、金融先物取引業協会等の関係団体から監査手法等についてヒアリングを行うとともに、会員の協力を得てオフサイト・モニタリングの項目と監査の方法を調査し、9月にモ

ニタリング調査票を作成した。

(11) 商品取引責任準備金の積立て、取崩し等の管理

「商品取引責任準備金の積立て等に関する規則」に基づき、毎月の準備金の積立て及び取崩し等の業務が適正に運営、管理されるよう指導を行った。

(12) 会員の企業情報の開示

「会員の企業情報の開示に関する規則」に基づき、会員の決算に合わせ年次開示資料を本会Webサイトに掲載した（12月決算は5月29日に2社、3月決算は7月31日に9社、8月18日に16社、5月決算は10月1日に1社、9月決算は1月6日に1社）。

また、対象会員の取引開始基準については、商品先物取引業務に関する規則第18条第2項及び第3項に基づき、その変更に伴い、随時その提出を求め、本会Webサイトに掲載した。

本会Webサイトにおける掲載期間を超え現在未掲載の年次開示資料等（平成31年3月期前や脱退会員等）の開示請求については、平成28年度以降は皆無となっている。

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

苦情、紛争等の解決に係る事業では、主として顧客等からの商品デリバティブ取引に係る問い合わせの応対、苦情処理及び紛争仲介に取り組むとともに、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

(1) 相談（問い合わせ）の受付状況

① 問い合わせの受付件数

	本年度	昨年度
現会員等に関するもの	116	118
国内取引	(76)	(100)
外国取引	(5)	(0)
店頭取引	(35)	(18)
元会員等に関するもの	22	19
その他	79	101
合 計	217	238

※現会員等に関するもの：受付時に会員等であって名称が判明したもの
元会員等に関するもの：受付時に既に脱退した会員等で名称が判明したもの
その他：会員等名称が判明しないもの、商品デリバティブ取引に直接関係しないもの等

問い合わせの受付件数は217件であり、昨年度の238件と比べて21件（8.8%）減少した。その内訳は、現会員等に関するものが116件（53.5%）、元会員等に関するものが22件（10.1%）、その他が79件（36.4%）であった。

また、商品デリバティブ取引別でみると、国内取引が76件（昨年度100件）、外国取引が5件（同0件）、店頭取引が35件（同18件）であり、国内取引の件数が減少した一方で、外国取引と店頭取引の件数が増加した。

これらの要因としては、4月に米国の原油先物市場がマイナス価格を付けたことにより、店頭CFD取引に関する問い合わせが増え、7月27日の商品移管により、国内取引に関する問い合わせが減少したと考えられる。

② 問い合わせの内容別件数

問い合わせの内容（件数の多い順）	本年度	昨年度
損金を取り戻せるか否かに関するもの	① 17（7.8%）	① 46（19.3%）
商品先物取引の仕組み・制度に関するもの	① 17（7.8%）	② 17（7.1%）
店頭デリバティブ取引（CFD、スワップ等）について	③ 14（6.5%）	0（0.0%）
勧誘に関するもの	④ 9（4.1%）	③ 15（6.3%）
日商協の対応に関するもの （苦情処理・紛争仲介の手続き等）	④ 9（4.1%）	④ 13（5.5%）
上記以外	151（69.6%）	147（61.8%）
合 計	217（100.0%）	238（100.0%）

※相談件数欄の丸数字は、当該年度の件数順位を示す。

平成24年度から「損金を取り戻せるか否かに関するもの」が内容別件数で最も多かったが、本年度は件数、比率とも大幅に減少し、「商品先物取引の仕組み・制度に関するもの」と同数になった。一方で、「店頭デリバティブ取引（CFD、スワップ等）について」が14件と増加した。

(2) 苦情の受付及び処理の状況

① 苦情の受付件数

	本年度	昨年度
国内取引	3	3
外国取引	1	0
店頭取引	0	0
合 計	4	3

苦情の受付件数は4件であり、過去最も少なかった昨年度の3件に比べて1件増加した。これを商品デリバティブ取引別でみると、「外国取引」の苦情が平成25年以来、7年度ぶりに発生した。

② 苦情の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度	昨年度
不当勧誘類型	2 (50.0%)	1 (33.3%)
一任売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
無断売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
過当売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
仕切回避類型	0 (0.0%)	1 (33.3%)
返還遅延類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
連絡不備類型	0 (0.3%)	1 (33.3%)
そ の 他	2 (50.0%)	0 (0.0%)
合 計	4(100.0%)	3(100.0%)

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

苦情4件を申出事由類型別にみると、不当勧誘類型及びその他が各2件であった。

③ 苦情の処理状況

処理結果	本年度	昨年度
解 決	0 (0.0%)	1 (33.3%)
取下げ	0 (0.0%)	0 (0.0%)
打切り	3 (75.0%)	1 (33.3%)
処理中	1 (25.0%)	1 (33.3%)
合 計	4 (100.0%)	3 (100.0%)

苦情4件のうち、3件が打切りにより本年度内に苦情処理を終了した。

(3) 紛争仲介の申出及び処理の状況

① 紛争仲介の申出件数

	本年度	昨年度
国内取引	13 (11)	12 (12)
外国取引	3 (2)	0 (0)
店頭取引	1 (1)	0 (0)
合 計	17 (14)	12 (12)

※ 括弧内の数字は、紛争仲介件数のうち、紛争仲介直接申出の件数を示す。

紛争仲介の申出件数は昨年度より5件増の17件となった。商品デリバティブ取引別では、平成23年の法改正以降、初めて「外国取引」の申出があった。

② 紛争仲介の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
不当勧誘類型	6 (35.3%)	5	9 (75.0%)	9
一任売買類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
無断売買類型	1 (5.9%)	1	0 (0.0%)	0
過当売買類型	2 (11.8%)	2	1 (8.3%)	1
仕切回避類型	4 (23.5%)	3	2 (16.7%)	2
返還遅延類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
連絡不備類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
そ の 他	4 (23.5%)	3	0 (0.0%)	0
合 計	17 (100.0%)	14	12 (100.0%)	12

※ 「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

紛争仲介の申出事由類型では、本年度も不当勧誘類型が6件と最も多くなったが、前年度（9件）より3件減少した。

③ 紛争仲介の処理状況

処理結果	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
解 決	13 (56.5%)	12	6 (40.0%)	5
取下げ	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
打切り	5 (21.7%)	4	3 (20.0%)	2
処理中	5 (21.7%)	4	6 (40.0%)	6
合 計	23 (100.0%)	20	15 (100.0%)	13

本年度に処理を終了した18件（昨年度処理中のもの6件を含む）のうち、13件が解決、5件が打切りであった。

(4) 苦情と紛争仲介直接申出の状況

① 苦情等の受付件数

	本年度	昨年度
苦情	4	3
紛争仲介直接申出	14	12
合 計	18	15

※紛争仲介の申出には、苦情から紛争に移行したものと、苦情を経ずに直接申し出たものに分類される。

「苦情」と「紛争仲介直接申出」（以下「苦情等」という。）の合計件数は18件であり、昨年度の15件に比べ3件増加した。これを商品デリバティブ取引別で見ると、「国内取引」14件、「外国取引」3件、「店頭取引」1件であった。

② 苦情等の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度	昨年度
不当勧誘類型	7 (38.9%)	10 (66.7%)
一任売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
無断売買類型	1 (5.6%)	0 (0.0%)
過当売買類型	2 (11.1%)	1 (6.7%)
仕切回避類型	3 (16.7%)	3 (20.0%)
返還遅延類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
連絡不備類型	0 (0.0%)	1 (6.7%)
そ の 他	5 (27.8%)	0 (0.0%)
合 計	18 (100.0%)	15 (100.0%)

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

苦情等の18件を申出事由類型別に分類すると、昨年度に引き続き「不当勧誘類型」が7件で最も多かったものの、昨年度（10件）より3件減少した。なお、「その他」の5件はいずれもインターネット取引によるものであった。

③ 苦情等申出人（18名）の属性及び申出の契機

申出人の属性や申出の契機等は次のとおりであった。

- ・性別は、男性が13名（72.2%）、女性が5名（27.8%）であった。
- ・18名全員が商品デリバティブ取引の未経験者であった。
- ・年代別では、30歳代が3名（16.7%）、40歳代が6名（33.3%）、50歳代が2名（11.1%）、60歳代が5名（27.8%）、70歳代が2名（11.1%）であった。
- ・職業別では、多い順に無職が6名（33.3%）、会社員と自営業が各4名（22.2%）、会社役員が2名（11.1%）、団体職員とその他が1名（5.6%）であった。
- ・申出の契機別では、多い順に「インターネットを見て」が7名（38.9%）、「契約締結前交付書面等を見て」が4名（22.2%）、「主務省からの紹介」、「その他」が各3名（16.7%）、「弁護士からの紹介」が1名（5.6%）であった。

(5) 紛争仲介の円滑な運営

① あっせん・調停委員会合同会議の開催等

3月5日にあっせん・調停委員会合同会議を開催し、7月27日の商品移管により見込まれる令和3年度の紛争仲介業務の変化について、意見交換を行った。(出席委員14名)

また、7月6日に令和元年度の相談等業務レポートと紛争仲介事例紹介をあっせん・調停委員に送付し、情報提供を行った。

② 利用者アンケートの実施

紛争仲介手続きを利用者に信頼される制度としていく上で参考とするため、本年度も引き続き利用者に対して「紛争仲介手続きに関するアンケート調査」を実施した。

(6) 主務大臣に対する報告

本会で取り扱った苦情については、省令第129条に基づいて「苦情処理状況報告書」を主務大臣に毎月提出するとともに、半期ごとに「苦情処理状況通知書」、「商品先物取引業者等別苦情受付処理件数表」及び「商品取引所別苦情受付件数表」を添付して提出した。

また、同じくあっせん・調停についても、省令第131条に基づいて主務大臣に「あっせん・調停処理状況報告書」を毎月提出した。

(7) 会員への情報提供

① 相談（問い合わせ）状況

相談の対象となった会員等に対して、以下のとおり相談受付件数及び相談内容等を通知した。

なお、令和元年度までは、受け付けた相談を4半期ごとに集計して通知を行ってきたが、近年の相談件数の減少を受け、本年度から半期ごとに集計を行うよう変更した。

6月3日 令和2年 1月から 3月受付分

10月30日 令和2年 4月から 9月受付分

② 苦情処理状況等

苦情処理規則に基づき、会員に対して半期ごとの苦情の受付及び処理状況を書面（苦情処理状況通知）で周知した。

(当該期間に係わりのあった会員数)

4月10日 令和元年度 下半期（10月～ 3月）分 (3社)

10月30日 令和2年度 上半期（4月～ 9月）分 (3社)

③ 紛争処理結果

会員等の商品先物取引業務の改善等の参考となるよう、苦情処理規則及び紛争処理規程に基づき、苦情（未取引に係る苦情1件）、紛争（9件）の申出内容及び処理結果並びに留意事項等について、「2019年度（令和元年度）紛争仲介事例紹介」として7月2日に会員専用ページに掲載した。

(8) 投資家等に対する情報提供等

① 相談、苦情及び紛争処理状況等の資料

本会が受け付けた相談、苦情及び紛争の処理状況について、毎月の集計を本会Webサイトに掲載した。

また、年間の相談、苦情及び紛争の処理状況を整理・分析した資料として「2019年度（令和元年度）相談等業務レポート」を作成し、本会Webサイトに掲載した。

② Webサイトによる相談等受付

平成25年度期中より、利用者の利便性向上を目的として本会Webサイト上で相談、苦情等の受付を行っている。本年度は12件（昨年度と同数）の申出があった。

(9) 商品移管に伴う相談、紛争等の取り扱い

① 商品移管に伴う相談、苦情等の申出先の周知

7月27日にTOCOMからOSEに移管された貴金属市場、ゴム市場及び農産物市場の取引は、金融商品取引業者による金融商品取引業となることから、移管日以降の取引に関する相談や苦情等は、金商法上の指定紛争解決機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（以下「FINMAC」という。）に申し出るよう、7月22日に本会Webサイトに「【お知らせ】商品移管に伴うお客様からの相談、苦情等の申出先について」を掲載し、注意喚起した。

② FINMACでの研修会への協力

FINMACは、OSEに移管された貴金属市場、ゴム市場及び農産物市場の取引に係る苦情相談、紛争解決を行うため、この変更に伴う態勢整備の一環として、9月30日に開催するあっせん委員向けの勉強会「あっせん業務研究会」において、商品関連市場デリバティブ取引をテーマの一つとして取り上げることとし、本会に講師の派遣要請がなされた。これを受け、本会は、あっせん・調停委員の畑中鐵丸弁護士及び事務局職員を派遣し、本会の紛争仲介制度の概要説明と紛争仲介事例の紹介を行った。

③ 商先法と金融商品取引法に跨る紛争の取り扱い

一人の委託者が①TOCOMから引き続きOSEで取引した同一商品に関する案件、②移管しなかったTOCOMの商品と移管したOSEの商品を取引した案件については、商先法上の取引と金商法上の取引に跨るため、本会とFINMACが共同してあっせんを行えるよう協議している。

3. 外務員登録・資格試験等に係る事業

商先法第206条第1項に基づき、主務大臣からの委任を受けて外務員の登録事務を行った。本年度の登録・更新・抹消に係る人数は、下表のとおりとなった。

(1) 外務員登録

本年度末において登録を受けている外務員の数は22,594名であり、前年同期の22,467名から127名の増加となった。

なお、従来から連続して統計を取っている国内市場取引に係る登録者数及び会員と提携している仲介業者の登録者数は表のとおりである。

[本年度外務員登録状況]

	合計	うち国内市場取引	うち仲介業者
新規登録者数	2,513	100	1
登録更新者数	855	164	0
登録抹消者数	2,386	290	14
年度末外務員数	22,594	1,427	134

(2) 外務員登録資格試験の実施

資格試験の延べ受験者数は161名であり、昨年度の391名より230名減少した。

[本年度外務員登録資格試験実施状況]

	受験者数	合格者数	合格率
4 月 度	9	6	66.7%
5 月 度	18	13	72.2%
6 月 度	20	15	75.0%
7 月 度	17	15	88.2%
8 月 度	11	9	81.8%
9 月 度	9	7	77.8%
10 月 度	6	5	83.3%
11 月 度	22	15	68.2%
12 月 度	12	6	50.0%
1 月 度	18	14	77.8%
2 月 度	6	2	33.3%
3 月 度	13	11	84.6%
計	161	118	73.3%

(3) 登録更新講習の実施

更新講習の受講・修了者数は302名であり、そのうち、更新のための修了者は285名、再登録のための修了者は17名であった。その内訳は下表のとおりである。

[本年度更新講習実施状況]

	受講者数	修了者数	更新講習修了者の内訳	
			更新	再登録
4 月 度	7	7	7	0
5 月 度	4	4	2	2
6 月 度	25	25	23	2
7 月 度	27	27	25	2
8 月 度	30	30	29	1
9 月 度	22	22	20	2
10 月 度	21	21	21	0
11 月 度	12	12	12	0
12 月 度	29	29	27	2
1 月 度	19	19	17	2
2 月 度	44	44	44	0
3 月 度	62	62	58	4
計	302	302	285	17

(4) JSDAと締結した業務委託契約に基づく認定研修の運営等

JSDAでは、商品関連市場デリバティブ取引のみに従事する外務員を「特例商先外務員」とするカテゴリーを創設し、12月までの暫定措置として①商先法第200条第1項に規定する外務員の登録資格を有する者、②JSDAの主催する認定研修を受講修了している者の二つを満たしている者を登録できるとした。また、商品関連市場デリバティブ取引に限定した営業単位に配置する内部管理責任者及び営業責任者についても、同様の暫定措置として①本会の内部管理及び営業責任者の資格を有する者、②JSDAの主催する認定研修を受講修了している者の二つを満たしている者を配置できることとした。

JSDAとの業務委託契約に基づき、次のとおり6月から12月の間に8回の認定研修（リモート方式）を運営するとともに、7月までの466名の特例商先外務員の登録申請に係る書類の確認と資格要件の審査を行った。

[認定研修の実施日時と受講修了者数]

6月2日 175名、6月4日 221名、6月8日 213名、6月10日 202名、6月12日 139名、
6月18日 95名、8月25日 7名、12月7日 20名 計1,072名

なお、JSDAは、12月15日に「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の運用に関する規則」の一部を改正し、12月末までとしていた特例商先外務員資格の認定申請期限及び内部管理責任者等に係る特例措置期限を「本会が別に定める日」に延長した（施行日は1月1日）。

(5) 外務員試験制度の拡充

7月27日の商品移管に伴い、国内商品市場取引を取り扱っている会員のほとんどが金融商品取引業の登録を受けて、OSEの商品関連市場デリバティブ取引を取り扱うこととなるとともに、JSDAに加入することとなった。これに伴って、本会の登録を受けている外務員の多くは、JSDAの登録外務員（一種証券外務員、特例商先外務員）として金商法等の勧誘や取引ルールに従って外務行為を行うこととなった。

このような、会員を巡るビジネス環境の変化を踏まえると、本会の外務員登録を受けようとする者には、商先法関連の知識だけではなく、商品関連市場デリバティブ取引を中心とした金商法等の知識も併せて求めていくことが適当であることから、現行の外務員登録等資格試験について、従来の商品先物取引に関する知識を問う設問に、商品関連市場デリバティブ取引に関する知識を問う設問を加えることとし、第31回外務員登録等資格員会（2月17日開催）において、外務員資格試験等実施要領を改正し、令和3年7月1日から施行することとした。

なお、JSDAにおいても、令和3年7月1日以降に本会が実施する上記外務員試験の合格者を特例商先外務員として認定することとし、現在のJSDA主催の認定研修の受講修了を要件とする暫定措置を令和3年6月30日をもって終了する旨の規則改正作業を行っている。

4. 広報等に係る事業

(1) インターネットの活用

会員との情報伝達や、投資家、関係機関等に本会の事業をより幅広く周知するための重要な手段としてWebサイトを用いている。本年度における本会Webサイトの総訪問件数は278,685件であり、昨年度（189,081件）より89,604件増加した。

① 投資家向けコンテンツの充実

登録外務員数、問い合わせ・苦情等受付状況、店頭商品CFD取引の月次データ等、統計情報の更新を適時行った。

② 会報の作成

本会の活動内容を会員や投資家等にわかりやすく発信するため会報（8月、11月、1月の3回）を作成し、本会Webサイトに掲載した。

③ 会員向け情報提供

本会Webサイトの会員専用ページにおいて、本会及び主務省等からの情報の周知を行った。また、業界内での自社の位置付けが分かる情報として、商品先物取引業に係る営業収益や規模別登録外務員数等の階層別データを作成し、掲載した。

④ 情報公開

本会は、特別の法律（商先法）により設立される法人であるため、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）」に則り、本会の定款、役員名簿、会員名簿、事業計画書、事業報告書、収支予算書、財務諸表等を事務所に備え付けるとともに、本会Webサイトに掲載した。

(2) 本会の認知度向上策

ロゴマークを本会Webサイト、封筒、名刺、資料の表紙等に利用し、認知度向上に努めた。

(3) 報道関係への対応

① 一般紙等記者発表の開催

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象に、理事会及び重要事項について記者発表を計3回（うち、1回はオンライン）開催した。

② ニュースリリースの発行

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象とした協会広報としてニュースリリースを計31回発行した。